

## 寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付について、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、若年がん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して生活を送ることができるように、在宅における療養生活に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サービス 対象者が在宅で生活するために必要な以下の支援等

ア 訪問介護 介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）第8条第2項に相当する介護をいう。

イ 訪問入浴介護 法第8条第3項に相当する訪問入浴介護をいう。

ウ 福祉用具の貸与 法第8条第12項に相当する福祉用具貸与をいう。

エ 福祉用具の購入 法第8条第13項の特定福祉用具販売に相当する福祉用具を購入することをいう。

オ 居宅介護支援 法第8条第24項に相当する居宅介護支援をいう。

(2) サービス提供事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス、法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指定した事業者をいう。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 第6条に規定する事業の利用申請時及びサービス利用時に寝屋川市の住民基本台帳に登録されている者。

(2) サービス利用時において、寝屋川市内に在住する18歳以上40歳未満の者。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児

慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる 20 歳未満の者は除く。

- (3) がんと診断され、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない者
  - (4) 在宅療養生活への支援及び介護が必要な者
  - (5) 他の制度において、同様の助成又は給付を受けることができない者
- (助成対象及び助成金額)

第 5 条 助成対象は、対象者がサービス提供事業者から受ける訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与及び居宅支援介護にかかる費用、及びサービス提供事業者からの福祉用具の購入に要した費用とする。

- 2 助成対象の内、訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具の貸与に対する助成金額は、その経費を月単位で合計した額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとする。）で別表 1 中欄に規定する上限額を超えない範囲とする。ただし、生活保護受給者については、別表 1 右欄に規定する上限を超えない範囲で、月単位で合計した額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の全額を助成金額とする。
- 3 助成対象の内、福祉用具の購入に対する助成金額は、購入に要した額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとする。）で別表 1 中欄に規定する上限額を超えない範囲とする。ただし、生活保護受給者については、別表 1 右欄に規定する上限を超えない範囲で、要した額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の全額を助成金額とする。
- 4 助成対象の内、居宅介護支援に対する助成金額は、それに要した額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとする。）で別表 1 中欄に規定する上限額を超えない範囲とする。ただし、生活保護受給者については、別表 1 右欄に規定する上限を超えない範囲で、要した額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の全額を助成金額とする。
- 5 第 3 項及び第 4 項に規定する福祉用具の購入及び居宅介護支援に対する助成は 1 人当たり 1 回までとする。

(事業の利用申請)

第6条 事業を利用しようとする対象者は、寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書(様式第1号)(以下「利用申請書」という。)に医師が記載した寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業にかかる意見書(様式第2号)(以下「意見書」という。)及び申請に係る全ての者の本人確認書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 意見書には、対象者が第4条第3号に規定する要件に該当すると医師が判断した日(以下「判断年月日」という。)を記載するものとする。

3 対象者は、この要綱における一切の手続きを民法(明治29年法律第89号)第643条に基づき委任することができ、対象者が死亡した後においても委任されているものとする。

4 同条第1項に規定する申請を受理した日から起算して1年を経過し、市長が必要と認める場合は、意見書の提出を求めることができる。

(主治医等の意見の聴取)

第7条 市長は、必要と認める場合には、対象者について主治医等の意見を求めることができるものとする。

(利用承認及び通知)

第8条 市長は、第6条第1項又は規定する利用申請書等を受理したときには、速やかに当該申請の内容を審査し、その内容が適正なものと認めるときは、寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業利用承認通知書(様式第3号)により、当該申請の内容が適正でないとき又は寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業利用不承認通知書(様式第4号)により、対象者又は第6条第3項の規定により委任した場合は受任者に、通知するものとする。

2 前項において利用承認を行う場合、助成対象期間の始期は、判断年月日又は第6条第1項に規定する申請を行った日から起算して1年前のいずれか遅い日とする。

(変更届出)

第9条 対象者又は第6条第3項に規定する受任者は、助成対象期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更(中止)申請書(様式第5号)により、速やかにその旨を市長に届出しなければならない。

- (1) 利用申請書の内容に変更が生じたとき
- (2) 第4条各号に規定する助成対象者の要件に該当しなくなったとき  
(利用変更承認等の通知)

第10条 市長は、前条第1号に規定する変更届出を受理したときは、内容について審査し、当該申請の内容が適正なものと認めたときは変更の決定を行い、寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更承認通知書（様式第6号）により、変更届出をした者に通知するものとする。

- 2 前条第2号に規定する変更届出を受理したときは、寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業利用中止決定通知書（様式第7号）により、変更届出をした者に通知するものとする。  
(利用承認の取消し)

第11条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による利用承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 症状の悪化等により在宅での療養生活が困難であると認められるとき
- (2) 市長が支援事業を利用することについて適当でないとき

- 2 市長は、前項に規定する取消しをしたときは、寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業利用承認取消通知書（様式第8号）により対象者又は第6条第3項に規定する受任者へ通知するものとする。

(助成金の交付申請及び請求)

第12条 第8条第1項の規定により利用承認を受け、助成金の交付を受けようとする対象者又は第6条第3項に規定する受任者は、サービスを利用した日から1年以内に寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書（償還払）（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象にかかる領収書
- (2) 前号の明細書又は助成対象であることが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 対象者からサービス提供事業者への助成金額相当額の支払いが困難な場合又はその他市長が認めるやむを得ない事由がある場合に限り、サービス提供事業者に助成金の受領並びにその手続きとして交付申請及び請求行為を委任することができる。その場合、受任者であるサービス提供事業

者は、対象者がサービスを利用した日が属する月の翌月末までに、寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書（受領委任払）（様式第 10 号）に、委任状（様式第 11 号）を添付し市長に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第 13 条 市長は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する助成金の交付申請及び請求があったときには、その内容を審査し、適当と認め助成金を交付する場合は寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定通知書（様式第 12 号）により、不適当と認め助成金を交付しない場合は寝屋川市若年がん患者在宅療養支援事業助成金不交付決定通知書（様式第 13 号）により助成金の交付申請及び請求を行った者（以下「申請者」という。）に対し通知するものとする。

（標準処理期間）

第 14 条 前条の規定に係る標準処理期間は、第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく書類の提出のあった日から 30 日以内とする。ただし、第 12 条第 2 項の規定により委任するサービス提供事業者が複数の場合においては、そのすべてのサービス提供事業者からの書類の提出のあった日から 30 日以内とする。

（助成金の支払）

第 15 条 助成金は、第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく書類の提出のあった日から 30 日以内に、申請者が指定する口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし、書類の記載内容に疑義がある場合等、第 13 条の規定による審査に時間を要した場合は、交付を決定した日から 30 日以内に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、交付済みの助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請または不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき

(委任等)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこの要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日以降において適用する。

別表 (第 5 条関連)

サービスの種別	生活保護受給者を除く対象者に対する助成上限額	生活保護受給者に該当する対象者に対する助成上限額
訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具の貸与	117,000 円 (左列のサービスにかかる 1 か月あたりの合計額)	130,000 円 (左列のサービスにかかる 1 か月あたりの合計額)
福祉用具の購入	45,000 円 (1 回あたり)	50,000 円 (1 回あたり)
居宅介護支援	18,000 円 (1 回あたり)	20,000 円 (1 回あたり)